

障害者福祉政策の理念と知的障害福祉施策の展開に関する一考察

—知的障害者援護施設の推移に着目して—

○ 大阪大谷大学 船本淑恵 (4592)

キーワード：障害者福祉政策の理念、知的障害者福祉施策の展開、知的障害者援護施設の推移

1. 研究目的

本研究は、障害者福祉政策の動向との関連から知的障害者福祉施策の展開の特徴を明らかにすることを目的としている。特に政策の理念と知的障害者援護施設の推移に着目し、施策展開の特徴を検討する。

2. 研究の視点および方法

日本における障害者福祉政策は、1981（昭和56）年の国際障害者年が大きな転換点とされている。その起点として位置づけられるのが、翌1982（昭和57）年に国連障害者の10年の国内行動計画として策定された「障害者対策に関する長期計画」である。その後、障害者基本法に基づく「障害者基本計画」として後継計画が閣議決定されている。現在、2018（平成30）年度から5年間の計画期間とする第4次の「障害者基本計画」が策定されている。「障害者基本計画」における施策推進の理念として、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」が定められ、その理念を実現するために計画的に施策を推進していくと述べられている。2014（平成26）年に日本も批准した障害者の権利に関する条約において、障害者が「特定の生活施設で生活する義務を負わず、居住地や生活を共にする人を選択する機会を有すると定められ、地域における生活の実現が国際的な標準と考えられる。また、「障害者基本計画」以外に政策の方向性を示す行政文書としては、各種審議会の答申や意見具申等があげられる。

障害者福祉施策は、身体障害、知的障害、精神障害の障害別に法律が制定され、制度やサービスが定められていたが、2005（平成17）年制定の障害者自立支援法（現、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下、障害者総合支援法）によって、障害福祉施策が一元化されている。そこで、本研究における対象期間を1960（昭和35）年度の精神薄弱者福祉法（現、知的障害者福祉法）制定から、障害者総合支援法施行の2006（平成18）年度とする。知的障害者援護施設の推移を把握するために、厚生労働省が継続して行っている「社会福祉施設等調査」の調査結果を利用する。

先述した障害者福祉政策の動向と知的障害者援護施設の推移との関係から、知的障害者福祉施策展開の特徴を検討する。その中でも地域生活の実現という視点から、入所型施設の推移に限定して検討する。入所型施設は、更生施設と授産施設を取り上げる。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」を遵守している。研究方法は既存の資

料を用いた文献研究である。本研究において使用した研究資料の出典等を明記する。

4. 研究結果

1960（昭和 35）年に知的障害者福祉法が制定され、知的障害者援護施設が法定化された。当初は、入所型施設が定められたのみである。

1970（昭和 45）年に中央社会保障審議会の答申を受けて、厚生省（現、厚生労働省）は「社会福祉施設緊急整備 5 か年計画」を策定し、その中で「心身障害児（者）施設」を 1975（昭和 50）年度末までに 155,268 人分を整備する目標を示した。

1987（昭和 62）年に障害者対策推進本部は『「障害者対策に関する長期計画」後期重点施策』を提出し、「ノーマライゼーション」を基本理念とすることが明示されている。

1995（平成 7）年に策定された「障害者プラン」（平成 8 年度～平成 14 年度）では、「ライフステージの各段階で、住まいや働く場ないし活動の場や必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を確立する」と述べ、入所型施設の整備目標が示されていた。

2003（平成 15）年度を初年度とする「障害者基本計画（第 2 次）」において、在宅生活を支える地域の資源として施設を活用する方針が示され、入所型施設については目標を設定せず、真に必要なものに限定するとした。その後期における「重点施策実施 5 か年計画」（平成 20 年度～24 年度）では、「福祉施設入所者数」の減少をめざす数値目標が示された。

知的障害者援護施設の推移は、1960（昭和 35）年度に制度化されて以降 2006（平成 18）年度に至るまで常に前年度を上回り、増加し続けている。特に、1970（昭和 45）年度までの 10 年間は、前年度比 120%以上が続き、1964（昭和 39）年度は 175%を示している。その後、1981（昭和 56）年度までの間は 110%前後の前年度比となっている。特に 1972（昭和 47）年度から 1975（昭和 40）年度の 4 年間は連続して 110%以上の増加率である。1982（昭和 57）年度以降は 110%を超えることはなく、主に 100%から 105%程度の増加率である。

5. 考察

知的障害者福祉施策は、政策の動向に影響を受けていることが確認できた。しかし、その一方で、理念とは異なる施策整備の推進過程も読み取ることができる。国際障害者年のスローガン「完全参加と平等」に基づき取り組みが進められ、さらに「ノーマライゼーション」を基本理念に据えて施策を推進するとしたが、「保健福祉サービス」を提供する体制として入所型施設が必要であるとしている。このように理念を実現するために推進されるべき福祉施策が、それと相反する経緯をたどっている。そのような状況が引き起こされた背景や要因、構造を探ることが今後の課題といえる。

参考文献

厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」各年次／障害者対策推進本部（1987）『「障害者対策に関する長期計画」後期重点施策』／中央社会保障審議会（1970）「社会福祉施設の緊急整備について」／内閣府「障害者基本計画」各期